

## 8 第 57 条の 7 の 2 《中部国際空港整備準備金》関係

**【新設】(適格合併等により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金の均分取崩し)**

57 の 7 の 2-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた中部国際空港整備準備金 (連結事業年度において積み立てた中部国際空港整備準備金を含む。以下同じ。)  
の措置法第 57 条の 7 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。

### 【解説】

- 1 本通達では、適格合併、適格分割型分割により中部国際空港整備準備金の引継ぎを受けた場合の措置法第 57 条の 7 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、措置法通達 55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱う旨を明らかにしている。
- 2 すなわち、合併法人又は分割承継法人（以下「合併法人等」という。）が、適格合併又は適格分割型分割（以下「適格合併等」という。）により中部国際空港整備準備金の引継ぎを受けた場合において、当該合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度以後の各事業年度における措置法第 57 条の 7 の 2 第 3 項の規定による均分取崩しについては、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下「被合併法人等」という。）において当該中部国際空港整備準備金が積み立てられた事業年度と当該合併法人等の事業年度とは区分して、かつ、当該被合併法人等において積み立てられた事業年度に当該合併法人等が自ら積み立てをしたものとみなして取り扱うことになる。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 57 の 2-1）を定めている。